

法八
務情

仮払いでも「当期」の交際費に

のポイントとなる交際費の処理について解説する。

◎ポイント5 資産の取得価額に含まれている交際費はいか

損金不算入の対象となる交際費には、営業費などとして費用処理されているものだけでなく、資産の取得価額に含まれるものも対象となる。たとえば、土地を取得する際に地主を接待したとき、その接待にかかる費用は土地の取得価額に含まれる。ただし、損金不算入とされた金額で、資産の取得価額に含まれている金額については、下の算式によつて計算した金額を帳簿価額から減額して、損金の額に算入する。

◎ポイント6 接待・交際があつたときに費用として計上しているか

税法上の交際費は、仮払い、未払いなどの経理のいかんを問わず、接待・交際などの事実があつたときにとらえる。したがつて、法人が仮払金として処理していくも、当期の交際である限り、当期の損金不算入計算の対象とされる。逆に、翌期で仮払金を交際費

前回に引き続き、決算対策のポイントとなる交際費の処理について解説する。

◎ポイント5 資産の取得価額に含まれている交際費はいか

損金不算入の対象となる交際費には、営業費などとして費用処理されているものだけでなく、資産の取得価額に含まれるものも対象となる。たとえば、土地を取得する際に地主を接待したとき、その接待にかかる費用は土地の取得価額に含まれる。ただし、損金不算入とされた金額で、資産の取得価額に含まれている金額については、下の算式によつて計算した金額を帳簿価額から減額して、損金の額に算入する。

◎ポイント6 接待・交際があつたときに費用として計上しているか

税法上の交際費は、仮払い、未払いなどの経理のいかんを問わず、接待・交際などの事実があつたときにとらえる。したがつて、法人が仮払金として処理していくも、当期の交際である限り、当期の損金不算入計算の対象とされる。逆に、翌期で仮払金を交際費

損金不算入額×支出交際費額のうち取得価額算入分
支出交際費額

ポイント早分かり 決算対策

アドバイザー／公認会計士・税理士 土屋晴行



相続税 対策 実務特集 個人

見落としがちな消費税の処理

勘定に振り替えて損金処理したとしても、交際費支出があつたものとは扱われない。

◎ポイント7 証拠書類が整備されているか

法人が金銭などを支出したことは、税務上はもちろん、法人がなすべき当然の義務である。したがつて、たとえば、その支出の性質上、支出先から領収証がもらえないものがあるとしても、その支出先に記録して、その支出の事実の真実性が確認できるようにしておくべきである。

◎ポイント8 売上割戻しと交際費との区分は妥当か

売上割戻しを金銭や事業用資産によつて交付するときは、相手方が収益に計上しているので交際費とはしない。これに對して、相手方の役員や使用者に対しても支払われたときは、たとえ金額であつても、個人的な歓心を与えるとする意図があることは明らかなので、交際費とされる。

また、相手方に対する売上割戻し基準に基づく支払いであつても、事業用資産以外の

物品（購入価格がおおむね3千円以下のものを除く）の供与、旅行・観劇接待などで、交際費とされる。売上割戻し基準に基づいて、券面額3千円以下の商品券を交付したときには、商品券を同時に数枚使えば、高額な物品を取得することができるので、交際費とされる。これに対して、ビール券・図書券などは購入できるものが特定されており、しかも少額の物品なので交際費とはされない。旅行券・飲食券などは、これによつて得る経済的な利益が、もともと交際費に該当するものなので、交際費課税の対象となる。

◎ポイント9 控除対象外消費税も含まれているか

交際費と消費税との関連は、次の通り。

①商品券・ビール券・旅行券などの物品、切手を購入して贈答用にしたときには、その購入費用は仕入税額控除の対象とはならない。

②使途不明の交際費は、仕入税額控除の対象とはならない。

③税抜経理方式によつているときは、交際費にかかる消費税額は、損金不算入額の計算に含めない。ただし、交際費にかかる消費税額のうち、控除対象外消費税額に相当する金額は、損金不算入額の計算に含まれる。

(つづく)

家族に財産を残すテクニック

最終回 養子縁組を活用する

アドバイザー／ランドマーク税理士法人代表社員 税理士 清田幸弘

1. はじめに

相続税の基礎控除額は、「5千万円+1千万円×法定相続人の数」で算定される。したがつて、法定相続人の数が増えると基礎控除額が増加し、相続税額が減少することになる。

2. 養子縁組の利点は次の通りである

①相続税の基礎控除額は、法定相続人の数1人につき1千万円増加する。

法定相続人の数に含めることができる養子の数は、実子がいる場合には養子のうち1人、実子がない場合には養子のうち2人まで認められる。なお、民法上においては養子の数に制限はない。

②相続税は、所得税と同じく超過累進税率であるため、法定相続人の数が増えると、1人当たりの相続分が減少し、税率が下がることとなる。③生命保険金や退職手当金を計算する際の非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」で算定されるため、法定相続人の数が増えると非課税限度額も増加する。

また、孫を養子にすることによって、その養子に財産を相続させた分だけ相続を1代とばすことができる。ただし、被相続人の養子となつたその被相続人の孫（代襲相続人である者を除く）は、相続税額の2割加算の対象者に含まれることから、分割方法によっては相続税額が逆

基礎控除額、非課税限度額が増加

に増加する場合もあるため注意が必要である。

【例】を見ると、事例1に比べ事例2では、

相続税額が2300万

円（1億3280万円

-1億980万円）節

税できることにな

る。

【例】

相続財産5億円（土地3億5千万円、預金1億円、生命保険5千万円、葬儀費用300万円を含む）

（事例1）法定相続人…実子2人

（事例2）法定相続人…実子2人、養子1人（被相続人の孫以外の者）

	(事例1) 養子縁組をしない場合	(事例2) 養子縁組をした場合
土地	3億5千万円	3億5千万円
預金	1億円	1億円
生命保険金	5千万円	5千万円
(※1) 生命保険金の非課税限度額	△1千万円	△1500万円
葬儀費用	△300万円	△300万円
(※2) 基礎控除額	△7千万円	△8千万円
課税遺産総額	4億1700万円	4億200万円

(※1) 生命保険金の非課税限度額

(事例1) 500万円×2人=1千万円

(事例2) 500万円×3人=1500万円

(※2) 基礎控除額

(事例1) 5千万円+1千万円×2人=7千万円

(事例2) 5千万円+1千万円×3人=8千万円

相続税の計算	(1) 養子縁組をしない場合	(2) 養子縁組をした場合
課税遺産総額	4億1700万円	4億200万円
相続税額	1億3280万円	1億980万円